

仕 様 書

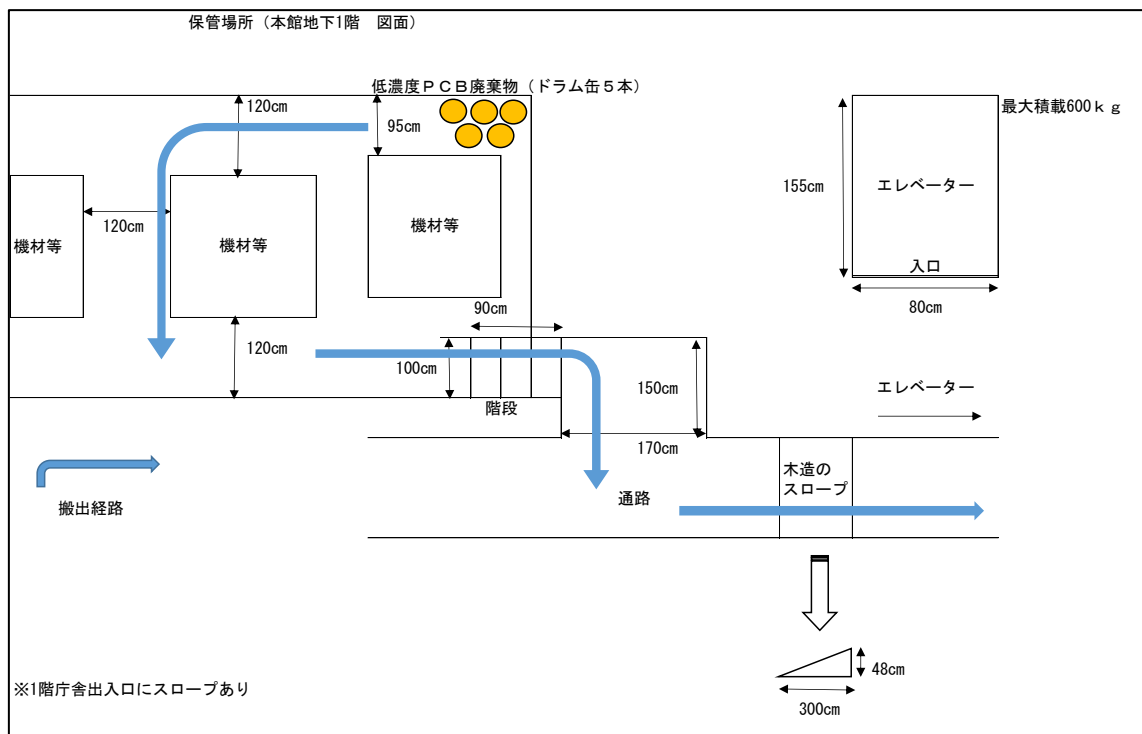
この仕様書は、「交野市役所本館低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託」について必要な事項を定めるものとする。

以下、交野市を甲とし、本業務の受注者を乙とする。

1 業務名称 交野市役所本館低濃度 PCB 廃棄物収集運搬・処分業務委託

2 委託期間 契約締結日から令和9年2月26日まで

3 実施場所 交野市私部1-1-1 交野市役所本館地下



4 業務内容

市役所本館地下に保管する低濃度 PCB 廃棄物の収集・運搬及び処分

(1) 業務対象物

汚染廃棄物の種類	数量	重量	濃度区分
金属くず (安定器・残部材)	一式	1033.7kg	低濃度
ドラム缶（200L）	5本	105kg(21kg×5)	低濃度

※保管の状況は、別添「分析試験結果報告書」を参照すること。

(2) 収集・運搬

- ア 保管場所から車両積み込み場所までの移動は乙が行うものとする。
- イ 車両への積み込み及び処理場への搬入については、乙が行うものとする。
- ウ PCB 廃棄物は、地下機械室内に保管されており、搬出経路に階段が含まれるため、乙は事前に現地状況を十分に確認のうえ、安全かつ適正な作業計画を立てるものとする。
- エ PCB 廃棄物の搬出にあたり、やむを得ず解体等を行う場合は、内部の絶縁油の漏洩・飛散が生じない工法（外装パーツや付随部品の取り外し等）に限定し、本体容器の切断、穿孔、破損を伴う作業は行ってはならない。
- オ 作業にあたっては、乙は、万が一の漏洩に備え、油吸着マット、受け皿、中和剤等の防除資材をあらかじめ現場に配備するものとする。
- カ 作業に必要な機材については、原則として乙が準備し、その費用は委託料に含むものとする。
- キ 運搬車両は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 1 項の規定による PCB 廃棄物の収集運搬業の許可又は同法第 15 条の 4 の 4 第 1 項の規定による環境大臣の無害化処理認定（収集運搬）を受けているものとする。
- ク 保管場所から処理施設まで業務対象物を収集・運搬が可能であること。
- ケ 収集・運搬の日程については、別途協議する。

(3) 無害化処理・処分

- ア 処理場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 6 項の規定による PCB 廃棄物の処分業の許可又は同法第 15 条の 4 の 4 第 1 項の規定による環境大臣の無害化処理認定を受けているものとする。
- イ 処分は、関係諸法令に基づき、無害化処理により適正に行うものとする。

5 法令等の順守

乙は、本業務の履行に当たっては、最新の下記法令、告示及びその他の関連法令に準拠するとともに関連する自治体の条例及び行政指導等に従うものとする。また、諸法令の運用、適用は乙の負担と責任において行うものとする。手続きに用いる図書等で、甲が保有するものについては、これを貸与又は支給する。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (3) 低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン
- (4) 労働安全衛生法
- (5) 消防法
- (6) 道路交通法
- (7) その他関連法令、本業務に関連する規格、行政指導等

6 提出書類

乙は、本業務の各段階において、以下の書類を甲に提出し、承認又は確認を受けなければならない。

(1) 現場作業着手前

ア 業務計画書（工程表、緊急連絡体制及び安全管理措置等）

イ 許可又は認定資格が確認できる書類の写し

(2) 業務完了時

ア 業務写真（作業前、搬出・積込、積込完了、処分場到着、積降時などが確認できるもの）

イ マニフェストの写し

・紙マニフェストを使用する場合

マニフェスト伝票 A 票（受領時の控え）、B 2 票（運搬終了確認）、D 票（処分終了確認）、E 票（最終処分終了確認）

・電子マニフェスト（JWNET）を使用する場合

電子マニフェスト登録予約状況報告書、運搬終了報告、処分終了報告及び最終処分終了報告の各画面を出力した書面

7 安全管理及び緊急時の措置

(1) 乙は、作業中の労働災害、第三者への危害防止並びに PCB の漏洩及び飛散を防止するため、細心の注意を払い安全管理に努めなければならない。

(2) 作業中、万が一 PCB の漏洩や火災等の事故が発生した場合は、乙は、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに甲及び関係機関（消防署等）へ通報し、乙の責任と負担において事態の収拾にあたるものとする。

8 その他

(1) 乙は、令和 9 年 3 月 31 日の法的処理期限を見据え、処分施設との連携を密にし、委託期間内に確実に処分を完了させなければならない。

(2) 本件は、低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬及び処分業務を一体的に受託することを原則としているが、処分業務を再委託することも可能とする。

(3) 前号の規定により再委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めに従い、収集運搬及び処分の両業務について個別に契約書を作成するが、支払いについては、乙に一括して支払うものとする。そのため、甲、乙及び再委託受託者とで、契約書のほか委託金額の取扱いに関する覚書を取り交わすものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項及びその他詳細については、甲乙協議の上、決定する。

以上